

第1回判例研究会：【オールランド事件】

平成元年8月30日

弁理士 小谷 武

(1) 商標登録の背景．．．連合商標の存在

①第458209号「ALLROUND オールラウンド」(資料1)

登録日：昭和30年1月14日

出願日：昭和29年3月3日

指定商品：旧第65類

卓球用具、その他本類の属する商品

原権利者：日本卓球株式会社

持分譲渡：昭和44年3月6日(無効審判除斥期間経過後)

②第1316923号「オールラウンド」(資料2)

登録日：昭和52年12月19日

③第1316924号「ALLROUND」(本件商標)(資料3)

登録日：昭和52年12月19日

④商願昭55-2240号「オールラウンダー」(資料4)

商公昭59-18723号

異議決定：昭和64年1月20日「理由なし」(資料5)

登録第2133437号

登録日：平成1年4月28日

⑤商願昭56-69178号「ALL-ROUNDER」(資料6)

商公昭59-27627号異議申立(2件)あり

異議決定：平成1年4月7日「理由あり」

「滑降・回転を得意とするスキーヤー」甲5.6.7.8

(資料7)

現状：審判係属中

(2) 「オールラウンド」の意味について

原告の主張：「滑降・回転との意味はない」

「『オールラウンド・プレイ』が卓球の用語として、『オールラウンド・プレイヤー』が野球の用語としてあるが、

(ポプラ社スポーツ全集第20巻:甲第48号証の1ないし10)

その他の英々辞典、国語辞典、スキー用語辞典には『スキー用語』としての記載はない。従って『コンサイス外来語事典』の記載は誤りである。」

(3-1) 商標法3条1項3号の適用に当たり

* 商標は常に特定、一定の意義において使用されていなければならないか？

本件商標「オールラウンド」の場合：

- ①回転・滑降用
- ②万人向き、一般用
- ③初心者用
- ④あらゆる条件（雪質・地形斜面）
- ⑤用途（競技用、ゲレンデ用、ツアー用）
- ⑥各種の優れた特性の表示

〔原告〕．．．回転・滑降の意味はない

〔被告〕．．．何らかの意味において、当該商品の特性を記述する目的をもって表示する語であれば足りる
特定、統一は無用、スキーの特性を記述することの認定のみ

〔判決〕．．．上記のような性能を有する万能型のスキーと
観念することは自然であり、従って品質表示である

(3-2) 商標法3条1項3号の適用に当たり

* 商品自体の直接的品質の表示と間接的な品質の表示

- ①直接的：回転・滑降用
- ②間接的：万人向き、一般用

〔原告〕．．．直接的品質の表示に限る

〔被告〕．．．間接的であっても、品質表示として一般に使用されている事実があれば良い

* 他の語の場合：アルピニスト、スーパースター
テニスクラブ、レーシングチーム

(3-3) 商標法3条1項3号の適用に当たり

* 当該語と派生語の登録性

「オールラウンド」と「オールラウンダー」

(4) 商標法3条2項「使用による顕著性」：本判決の注目点として

* 無効審判における抗弁（特に仮定的抗弁）として主張できるか。
通常は出願の審査過程において論じられ、裁判例は殆どない。

〔判決〕可能であることを前提に判示している。

(5) 商品の品質表示の認定の範囲

* 運動具一般．．．立証なし

* スキー．．．顕著性なし

但し、スキー板自体についての立証のみ

スキー靴、スキーポール、ゴーグル（第23類）、

ウェア（第17類）は？ これらについても第26条の適用が可能か？

* その他の運動具については？

野球、卓球、テニス用具、山靴については使用例あり、ゴルフ、剣道、柔道、体操用具については？

(6) 連合商標の派生語と商標法第26条

* 「オールラウンダー」を「スキー」に使用することが出来るか？

(7) 違法状態での使用による顕著性の獲得

原告：スキーへの使用開始：昭和38年以前

* 登録第458209号商標の共有まで侵害を継続？

* 違法状態での使用が著名性獲得の基礎と出来るか？

(8) 原告：無断使用者への警告

被警告者：本件商標の尊重、自発的中止

（審判：乙第37号証）

* もし原告が賠償金を請求したら？

商 標 登 録 第 0 4 5 8 2 0 9 号

第 一 表 示 項 部			
表示番号 (付記)	登 録 事 項		
1 番	出願年月日	昭和29年 3月 3日	出願番号 29-005268
	出願公告年月日	昭和29年 7月28日	出願公告番号 29-015447
	査定年月日	昭和29年10月 9日	
	商品の区分	第65類	
	指定商品	卓球ボール、その他本類に属する商品	
	登録年月日	昭和30年 1月14日	
2 番	【存続期間の更新登録】		出願番号 49-133461
	出願年月日	昭和49年10月 2日	登録年月日 昭和50年10月 9日
	査定年月日	昭和50年 5月24日	
3 番	連 合 商 標		登録年月日 昭和52年12月19日
4 番	【存続期間の更新登録】		出願番号 59-217486
	出願年月日	昭和59年 8月29日	登録年月日 昭和60年 2月13日
	査定年月日	昭和59年10月12日	

連 合 商 標 登 録 番 号 記 録 部

第1316923号 第1316924号

甲 区

順位番号 (付記)	登 録 事 項		
1 番	東京都台東区池之端2丁目7番18号		日本卓球株式会社
	浜松市中沢町10番1号		日本楽器製造株式会社
			登録年月日 昭和44年 3月 6日
2 番	【本権の持分移転】		受付番号 006461
	受付年月日	昭和56年 6月10日	持分譲渡
原因	昭和56年 4月20日	日本楽器製造株式会社	
	本商標権中日本卓球株式会社の持分取得		登録年月日 昭和56年 8月17日

乙 区

順位番号 (付記)	登 録 事 項		
1 番	【専用使用権の設定】		受付番号 006461
	受付年月日	昭和56年 6月10日	契約
原因	昭和56年 4月20日	東京都台東区池之端2丁目7番18号	
	専用使用権者	日本卓球株式会社	
	1. 範囲	地域	日本全地域
		期間	本商標権の存続期間中
		内容	卓球用具、卓球用特殊被服、卓球用特殊靴、卓球用附属品
			登録年月日 昭和56年 8月17日

(以下余白) 商標出願公告 昭29-15447
 公告 昭29.7.28 出願 昭29.3.3
 商標 昭29-5268

ALLROUND
 オールラウンド

指定商品 65
 卓球ボールその他本類に属する商品

昭和62年12月9日

昭和55年 4月11日 改製

出願人 日本卓球株式会社 東京都台東区池之端七軒437
 代理人弁理士 早川滋

商 標 登 録 第 1 3 1 6 9 2 3 号

第 一 表 示 部				
表示番号 (付記)	登 録 事 項			
1 番	出願年月日	昭和43年12月 2日	出願番号	43-086032
	出願公告年月日	昭和45年 8月13日	出願公告番号	45-034332
	査定年月日	昭和52年 8月24日		
	連 合 商 標			
	商品の区分	第24類		
	指定商品	運動具、その他本類に属する商品		
登録年月日 昭和52年12月19日				
2 番	【一部無効審判の予告登録】 審判請求年月日 昭和53年10月30日 審判番号 53-15607 請求の趣旨 第1316923号商標の登録は指定商品中運動具についてこれを無効とする。 登録年月日 昭和53年12月 4日			

連 合 商 標 登 録 番 号 記 録 部

第0458209号 第1316924号

甲 区			
順位番号 (付記)	登 録 事 項		
1 番	東京都台東区池之端2丁目7番18号 浜松市中沢町10の1	日本卓球株式会社 日本楽器製造株式会社	登録年月日 昭和52年12月19日
2 番	【本権の持分移転】 受付年月日 昭和56年 6月10日 受付番号 006461 原因 昭和56年 4月20日 持分譲渡 浜松市中沢町10番1号 本商標権中日本卓球株式会社の持分取得	日本楽器製造株式会社	登録年月日 昭和56年 8月17日

乙 区			
順位番号 (付記)	登 録 事 項		
1 番	【専用使用権の設定】 受付年月日 昭和56年 6月10日 受付番号 006461 原因 昭和56年 4月20日 契約 専用使用権者 東京都台東区池之端2丁目7番18号 日本卓球株式会社 1. 範囲 地域 日本全地域 期間 本商標権の存続期間中 内容 卓球用具、卓球用特殊被服、卓球用特殊靴、卓球用附属品		登録年月日 昭和56年 8月17日

出願人 昭 45-34332 1,316,923
 公 告 昭 45. 8. 13
 出 願 昭 43-086032
 出 願 昭 45. 12. 2
 査定年月日 昭和52年 8月24日
 出 願 昭 45-034332
 出 願 人 日本卓球株式会社
 東京都台東区池之端107011
 代 理 者 内原 一
 出 願 人 日本楽器製造株式会社
 浜松市中沢町1001
 代 理 者 川上 敏一
 代 理 人 弁護士 原田 隆 行 2 名
 特 許 権 第 1 4 3 号 運動具、その他本類に属する商品

オールラウンド

商

商標登録第1316924号

第 一 表 示 部				
登 録 事 項				
表示番号 (付記) 1番	出願年月日	昭和43年12月2日	出願番号	43-086033
	出願公告年月日	昭和45年0月13日	出願公告番号	45-034333
	査定年月日	昭和52年08月24日		
連 合 商 標				
	商品の区分	第24類		
	指定商品	運動具、その他本類に属する商品		
登録年月日 昭和52年12月19日				
2番	【一部無効審判の予告登録】 審判請求年月日 昭和53年10月30日 審判番号 53-15608 請求の趣旨 第1316924号商標の登録は指定商品中運動具についてこれを無効とする。 登録年月日 昭和53年12月4日			

連 合 商 標 登 録 番 号 記 録 部

第0458209号 第1316923号

甲 区

登 録 事 項			
順位番号 (付記) 1番	東京都台東区池之端2丁目7番18号 浜松市中沢町10の1		日本卓球株式会社 日本楽器製造株式会社 登録年月日 昭和52年12月19日
2番	【本権の持分移転】 受付年月日 昭和56年6月10日 受付番号 006461 原因 昭和56年4月20日 持分譲渡 浜松市中沢町10番1号 日本楽器製造株式会社 本商標権中日本卓球株式会社の持分取得		登録年月日 昭和56年08月17日

乙 区

登 録 事 項			
順位番号 (付記) 1番	【専用使用権の設定】 受付年月日 昭和56年6月10日 受付番号 006461 原因 昭和56年4月20日 契約 専用使用権者 東京都台東区池之端2丁目7番18号 日本卓球株式会社		
	1. 範囲 地域 日本全地域 期間 本商標権の存続期間中 内容 卓球用具、卓球用特殊被服、卓球用特殊靴、卓球用附属品		登録年月日 昭和56年08月17日

出願出願
昭 45-34333
公 告 昭 45. 5. 13
審 査 昭 45-04034
出 願 昭 45. 12. 2
商 標 審 査 454709
連 合 商 標 43-04033
出 願 人 日本卓球株式会社
東京都台東区池之端2丁目7番18号
代 理 者 約 原 興 一
出 願 人 日本楽器製造株式会社
浜松市中沢町10番1号
代 理 者 川 上 謙 一
代 理 人 青 野 士 平 川 誠 行 2 号
特 定 商 標 第 14 号 運動具、その他本類に属する商品

ALLROUND

昭和62年12月9日

- 1 -

昭和53年10月17日 改製

更新出願中 出願番号 62-219693

商標出願
公 告 昭 59-18720

公 告 昭 59(1984)3月21日

商 願 昭 54-86950

出 願 昭 54(1979)11月16日

出願人 株式会社 ジョラス

東京都江東区木場6丁目4番38号 エ
バニユービル内

指定商品 24 運動具、その他本類に属する商品

商標出願
公 告 昭 59-18721

公 告 昭 59(1984)3月21日

商 願 昭 54-100306

出 願 昭 54(1979)12月24日

出願人 株式会社クラレ

倉敷市酒津1621番地

代理人 弁理士 本多 堅

指定商品 24 おもちゃ、人形、娯楽用具、運動
具、釣り具、楽器、演奏補助品、蓄音機、レコー
ド、これらの部品及び附属品

キャップチャー

商標出願
公 告 昭 59-18722

公 告 昭 59(1984)3月21日

商 願 昭 54-100307

出 願 昭 54(1979)12月24日

出願人 株式会社クラレ

倉敷市酒津1621番地

代理人 弁理士 本多 堅

指定商品 24 おもちゃ、人形、娯楽用具、運動
具、釣り具、楽器、演奏補助品、蓄音機、レコー
ド、これらの部品及び附属品

ス ト レ シ ア

商標出願
公 告 昭 59-18723

公 告 昭 59(1984)3月21日

商 願 昭 55-2240

出 願 昭 50(1975)5月16日

商 願 昭 50-58449の分割

連合商標 458209, 1316923, 1316924

出願人 日本楽器製造株式会社

浜松市中沢町10番1号

代理人 弁理士 秋元 輝雄 外1名

指定商品 24 おもちゃ、人形(但し、洋服飾り
型類を除く)娯楽用具、運動具、釣り具、楽器、
演奏補助品、レコード、これらの部品及び附属
品

オールラウンダー

カードコード 中間コード
A 3 4 0 0 1 1 6

TOP-1148

登録異議の申立てについての決定謄本

商標登録出願の番号 商願昭 55-2240
昭和 63年 12月 15日
特許庁審査官 市川利光 6388

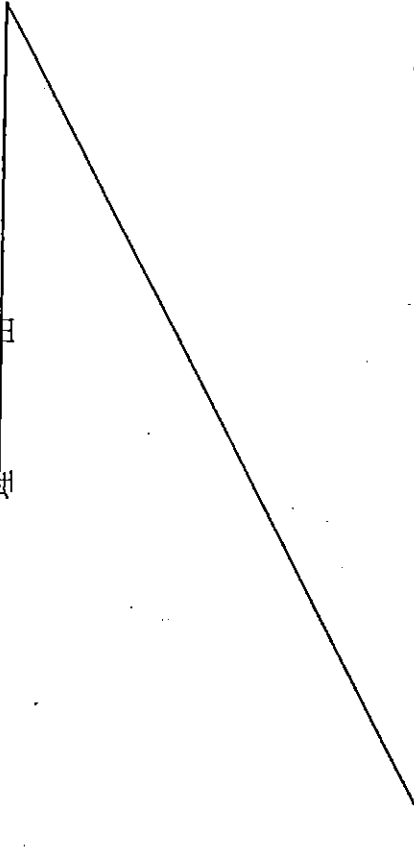
商品の区分 第24類
商標登録出願人 ヲマハ 株式会社

代理人 秋元輝雄 タトイロ
登録異議申立人 リーヴェルマン エイエイ エイコパニ-エスイ
代理人 葛城道野 タトイロ

結論

この登録異議申立ては、商標法第17条（特許法第58条第1項準用）の規定に基づき、理由が ないものと決定する。

理由



理由

本願商標は「オールラウンダー」の文字を畫してなるが、これが商品の品質表示に通じる特定の語義をもつものとして一般に親しまれておるとは認められず、更に、甲号証によつても、これが商品の品質を表示するものとして普通に通に使用されているとは認められない。

よつて、本願商標は、その指定商品について使用しても、その品質を表示するものではない。

したがつて、本願商標は、商標法第3条第1項第3号、~~商標法第4条第1項第3号~~の規定に該当しないものと認め、結論のとおり決定する。

64.1.20
古田島和民
発送日
64.1.20

資料 5

この謄本は、原本と相違しないことを認証する
昭和 年 月 日 64.1.20
通商産業事務官 古田島和民
発送日 64.1.20

商標出願
公 告 昭 59-27625

公 告 昭 59(1984)4 月 26 日

商 願 昭 56-67500

出 願 昭 56(1981)8 月 7 日

出願人 大塚化学薬品株式会社
大阪市東区豊後町 10 番地

代理人 弁理士 門脇 清

指定商品 24 おもちや、人形、娯楽用具、運動
具、楽器、演奏補助品、蓄音機、レコード、こ
れらの部品及び附属品

ム ク ム ク

商標出願
公 告 昭 59-27626

公 告 昭 59(1984)4 月 26 日

商 願 昭 56-68414

出 願 昭 56(1981)8 月 13 日

出願人 ノッツ ベリー ファーム
アメリカ合衆国 カリフォルニア州
90720 プエナパーク ビーチ プール
バード 8039 番

代理人 弁理士 小沢 慶之輔

指定商品 24 おもちや、人形、娯楽用具、運動
具、釣り具、楽器、演奏補助品、蓄音機（電気
蓄音機を除く）レコード、これらの部品及び附
属品

Knott's
BERRY FARM

商標出願
公 告 昭 59-27627

公 告 昭 59(1984)4 月 26 日

商 願 昭 56-69178

出 願 昭 56(1981)8 月 14 日

連合商標 458209, 1316923, 1316924

連合商願 昭 55-2240

出願人 日本楽器製造株式会社
浜松市中沢町 10 番 1 号

代理人 弁理士 秋元 輝雄 外 1 名

指定商品 24 おもちや、人形、娯楽用具、運動
具、釣り具、楽器、演奏補助品、蓄音機、レコー
ド、これらの部品及び附属品

ALL - ROUNDER

商標出願
公 告 昭 59-27628

公 告 昭 59(1984)4 月 26 日

商 願 昭 56-70296

出 願 昭 56(1981)8 月 19 日

出願人 株式会社 レオーネ
大阪市北区天満 1 丁目 9 番 9 号

指定商品 24 運動具

CONVOY
CONVOY

TOP-1149

カードコード	中間コード
A 3 4 0 0 1 1 6	13
4	4

登録異議の申立てについての決定謄本

商標登録出願の番号 商願昭 56-

24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34
----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

 691.7カ

平成 1 年 3 月 1 日

特許庁審査官 佐 藤 邦 茂 ⑥ 6163

商品の区分 第 24 類

商標登録出願人 ヤマハ株式会社

代理人 秋元輝雄 外1名

登録異議申立人 リーブルズ・インターナショナル・コーポレーション

代理人 曾我 登 照 外1名

結論

この登録異議申立ては、商標法第17条（特許法第58条第1項準用）の規定に基づき、理由があるものと決定する。

理由

本願商標は、「ALL-ROUNDER」の文字を書してなり、第24類「おもちゃ、人形、娯楽用具、運動具、釣り具、楽器、演奏補助品、蓄音機、レコードこれらの部品及び附属品」を指定商品としてなるものである。

これに対し、異議申立人は、本願商標は商標法第3条第1項第3号の規定に該当するものであると主張し、甲第1号証を提出している。

よって判断するに、本願商標を構成する「ALL-ROUNDER」の文字は、「オールラウンダー」と発音され、「万能の人」を意味する英語であるところ、その指定商品中「スキー」との關係においては、「オールラウンダー」が「滑降、大回転を得意とするスキーヤー」を指称する語として使用されていることを甲第5, 6, 7, 8, 号証より認めることができる。

してみれば、「ALL-ROUNDER」の文字よりなる本願商標をその指定商品中「スキー用具」について使用するときは、それが「オールラウンダーに適したもの」であること（品質）を認識させるにすぎないものであると判断するのが相当である。

したがって、本願商標は、自他商品識別標識としての機能を有しないものであるから、商標法第3条第1項第3号の規定に該当するものと認める。

よって、結論のとおり決定する。

酒 華 7

1. 4. 7
古田島和民
発送日
1. 4. 7

この謄本は、原本と相違しないことを認証する	1. 4. 7
昭和 平 年 月 日	古田島和民
通商産業事務官	発送日
	1. 4. 7